

作成年月日	令和2年11月17日
作成部局	企画県民部 県民生活局消費生活課

“日常生活に潜む消費者トラブル”から守ってくれるのは、あなた自身です 「それ、だいじょうぶ？ 兵庫県消費者トラブル防止キャンペーン」の実施

県内の消費生活センターで昨年度受け付けた消費者相談は約4万6千件。特に「化粧品や健康食品に関する定期購入トラブル」や「水回りの修理サービスにかかる高額請求トラブル」などが急増しています。また、「給付金の申請代行サービス」など新型コロナウイルスに便乗した悪質商法も増加しています。

消費者トラブルに遭わないために大事なことは、身の回りで起きているトラブルを知り、「商品を買う」「サービスを利用する」その前に「それ、だいじょうぶ？」と自分自身に問いかけること。このキャンペーンでは、そんな合言葉を知ってもらうために、ラジオ番組やWEBサイトを通して、消費者トラブルを楽しく学ぶ取り組みを行います。

記



- 1 開催期間 令和2年12月1日(火)～令和3年1月31日(日)
- 2 主催 兵庫県、ラジオ関西
- 3 協力 ヤマト運輸
- 4 取組内容

アクセスしてね! 
<https://soredaijobu-hyogo.jp>



(1) 「それ、だいじょうぶ？」キャンペーンサイトの開設

消費者トラブルを楽しく、分かりやすく学ぶことを目的としたサイトを立ち上げます。

- ・知って回避、トラブル事例集／・楽しく学べる映像・音声集
- ・兵庫県の地場産品が当たる消費生活アンケート 等

(2) ラジオ関西とのコラボ企画

期間中、ラジオ関西の番組で下記のキャンペーン連動企画をお届けするほか、特に知ってほしい消費者トラブルを題材としたラジオCMを繰り返し放送します。

『さしよりからし蓮根』：お笑いコンビ「からし蓮根」が消費者トラブルの漫才に挑戦

『原田伸郎のびのび金曜日』：消費者トラブルが題材の出演者によるミニドラマを制作

(3) ヤマト運輸とのコラボ企画

キャンペーン啓発グッズ(クリアファイル等)を作成し、営業スタッフが配布します。

5 問合せ先 兵庫県企画県民部県民生活局 消費生活課消費政策班

Tel 078-362-3378

Fax 078-362-4022



それ、だいじょうぶ？

兵庫県 消費者トラブル防止キャンペーン

キャンペーン開催期間 2020年12月1日（火）～2021年1月31日（日）

⚠️ 日常に潜む消費者トラブル

レストランでご飯を食べる、電車に乗るなど、わたしたちは消費者として毎日さまざまな行動をしています。でも「強引に商品を買わされた!」、「頼んでいた商品が届かない!」といった消費者トラブルにぶつかるともあります。日常生活に潜む消費者トラブルから守ってくれるのは誰か。それは、あなた自身です。

『それ、だいじょうぶ?』が合言葉

「商品を買う」、「サービスを利用する」その前に、「それ、だいじょうぶ?」と自分自身に問いかけること。消費者トラブルから自分を守る合言葉です。このキャンペーンでは、そんな合言葉を知ってもらうために、ラジオ番組やWebサイトを通して楽しく消費者トラブルについて学べる取り組みをおこないます!

楽しく学べる! キャンペーンサイト公開中!

知って回避! トラブル事例集
楽しく学ぶ! 映像や音声集 etc...

兵庫県の地場産品が当たる
アンケートも実施中!



身近な事例で学ぼう! 安全な消費ライフ!

※イラストはイメージです。

アクセスしてね! <https://soredaijobu-hyogo.jp>



期間中、ラジオ関西の放送では、キャンペーンとの連動企画をお届けします!

キャンペーンオリジナルCM放送中!



毎週金曜22:00-23:00放送 コロナ内容 放送予定日 12月11日(金)/12月18日(金)
吉本興業のお笑いコンビ「からし運根」がパーソナリティーを担当。M-1グランプリ2019ファイナリストとなった二人が、消費者トラブルを題材に漫才に挑戦します!



毎週金曜10:00-13:00放送 コロナ内容 放送予定日 12月11日(金)/12月25日(金)
「のぶりん」こと原田伸郎と久米村直子が神戸ハーバーランドからのんびりと放送しているプログラム。出演者による消費者トラブルを題材とした、ミニドラマをお届けします!

主催



ラジオ関西 AM558 FM91.1

協力



クロネコメンバーズ 募集中!
ヤマト運輸は兵庫県と包括連携協定を締結しています
<https://www.kuronekoyamato.co.jp/ytcc/customer/members/>





今すぐ
知ってほしい

トラブル事例集

頼んでないのに 「代引き」でカニが届いた



CASE:01

突然カニが代引きで届きました。てっきり家族の誰かが注文したものだと思い、代金を支払い商品を受け取ったのですが、家族に聞くと誰も頼んでいないとのこと。どうしたらよいでしょうか？

アドバイス

詳しくは▶▶▶▶▶

身に覚えのない荷物は受け取らない。

<https://soredaijobu-hyogo.jp/case/case08>



「現金を宅配便で送れ」と、言われた



CASE:02

「過去の投資失敗を取り返せます。」と言われ、指示どおりに宅配便で現金100万円を入れて送付したが、それ以来連絡がつかない。

アドバイス

詳しくは▶▶▶▶▶

法律により、現金は宅配便で送れません。

<https://soredaijobu-hyogo.jp/case/case07>



トイレ修理を依頼したら 強引に複数の工事を進められ 高額請求された



CASE:03

トイレが詰まってしまったので、ネットで「1,000円～修理対応」と広告する業者を見つけ依頼したところ、「便器を外す」「専用の機械で洗浄する」などと次々に作業が進められ、約30万円を請求された。

アドバイス

詳しくは▶▶▶▶▶

複数の事業者から見積もりを取るなど慎重に契約を決めましょう。

<https://soredaijobu-hyogo.jp/case/case05>



お試しのつもりが 定期購入だった



CASE:04

インターネット通販でお試し価格500円というダイエットサプリを購入。翌月2回目の商品が届き、7,000円請求された。購入サイトを確認すると、小さい文字で4回継続の定期購入と書かれていた。解約したい

アドバイス

詳しくは▶▶▶▶▶

「初回」「お試し」「1回だけ」という表示に注意。定期購入が条件となっている場合があります。

<https://soredaijobu-hyogo.jp/case/case01>



消費生活相談情報・相談ダイヤル

消費者ホットライン「188」は、お近くの消費生活相談窓口につながる全国共通の電話番号です。



《参考》「消費生活推進モデル事業」について

兵庫県消費生活課

県では、新型コロナウイルス感染症の影響下で増加している消費者トラブルへの対応力強化や、ポストコロナ社会を見据えた社会や環境に優しい消費行動（エシカル消費）を推進するため、新たに「消費生活推進モデル事業」に取り組んでいます。

この事業は、民間事業者と連携・協働し、そのノウハウやネットワーク、広報手段等を活用することで、より効果的な消費者教育の実現を目指すものです。

コロナ対策のための国の補正予算を活用し、県の7月補正で予算化したもので、8月31日に企画提案コンペを実施し、下記2事業者を選定しました。

記

1 募集内容

次のいずれか、または両方を目的として実施する事業、広報等

- (1) 新しい生活様式の実践過程で発生する詐欺等消費者トラブルへの対応力を強化するための消費者教育の推進
- (2) 新しい生活様式及びエシカル消費（※）の普及・推進

※ 不確かな情報にだまされることなく、社会に配慮し自ら考える倫理的な消費行動

2 実施手法 事業者等への委託

3 実施時期 令和2年9月～令和3年3月

4 所要額 10,000千円（5,000千円×2団体）

5 実施事業



事業者	企画提案内容
株式会社 ラジオ関西	<ul style="list-style-type: none">・「兵庫県消費者トラブル防止キャンペーン」の実施 ～特設WEBの開設、ラジオ番組企画・CM、賛同企業の募集等・消費者トラブルを題材とした音声ドラマ、漫才の制作
株式会社 朝日新聞社	<ul style="list-style-type: none">・「ひょうごSDGsデザインコンクール」の実施 ～特設WEBの開設、チラシ・ポスターの製作、朝日新聞・朝日小学生新聞と連動した広報等・消費者トラブルを題材とした啓発動画の制作